

川島桶川資源循環組合管理者の職務を行う者の順位に関する規則

令和7年4月1日

規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定による
管理者の職務を行う上席の職員は、局長の職にある職員とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。